

一般財団法人大学・短期大学基準協会会員規程

[平成17年4月14日制定]

[平成19年3月22日改正]

[平成22年12月16日改正]

[平成23年5月26日改正]

[平成23年9月15日改正]

[平成26年12月18日改正]

[平成30年2月16日改正]

[令和元年9月18日改正]

[令和2年4月1日改正]

(目的)

第1条 一般財団法人大学・短期大学基準協会（以下「基準協会」という。）定款（以下「定款」という。）第42条第4項の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 基準協会の会員になろうとする大学又は短期大学は、別紙様式1による入会申込書を提出し、定款第42条第2項の規定に基づき、理事会の承認を受けなければならない。

(基準協会の事業への参画)

第3条 会員は、大学又は短期大学の質の保証と教育研究の充実・向上に資するため、基準協会が行う大学及び短期大学の認証評価の実施等、定款第4条に定める事業に積極的に参画し、協力するものとする。

(会費)

第4条 会員は、毎年度、指定した期日までに会費を納入するものとする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、理事会の議を経て、会費の一部又は全部を免除できるものとする。

2 納入された会費は、特別の理由がない限り、これを返還しない。

(会費の額)

第5条 会費の額は、次の各号により計算した合計額とする。ただし、会員大学及び会員短期大学の数等の変動を踏まえ、理事会の議を経て、見直しを行うものとする。

(1) 大学

1 学部	年額	200,000円
2 学部	年額	280,000円
3 学部以上	年額	360,000円
大学院大学	年額	80,000円

(2) 短期大学

①短期大学当り	年額	60,000円
②短期大学本科（第1部、第2部及び第3部）に在籍する学生1人当り	年額 @	600円

- 2 専ら通信による教育を行う短期大学については、前項第2号②の適用にあつては、②により計算した額の7分の1とする。ただし、100円未満は切り捨てとする。

(ALOの配置及び登録)

第6条 会員は、会員の自己点検・評価活動並びに基準協会及び評価員との連絡調整等を円滑に行うため、ALO(認証評価連絡調整責任者)を置くものとする。

- 2 会員は、基準協会が指定した期日までに所定の手続きによりALOを登録するものとする。
- 3 ALOは、基準協会が開催する指定の研修会等に参加するものとする。
- 4 ALOに変更が生じた場合は、所定の変更手続きを行うものとする。
- 5 会員は、必要に応じALOを補佐するために、ALO補佐を置くことができる。ALO補佐を置いた場合は、基準協会に報告するものとする。

(評価員候補者の推薦及び登録等)

第7条 会員は、基準協会が行う認証評価において、大学及び短期大学の教育研究活動等を適切に評価するため、指定された期日までに評価員候補者を推薦し、基準協会に登録するものとする。

- 2 評価員候補者の推薦人数は、次の表の入学定員規模別区分に応じた推薦人数を原則とする。

入学定員規模別区分

大 学	推薦人数
入学定員149人以下	2名以上
入学定員150～249人	3名以上
入学定員250～399人	4名以上
入学定員400人以上	5名以上
短期大学	
入学定員99人以下	1名以上
入学定員100～199人	2名以上
入学定員200～300人	3名以上
入学定員301人以上	4名以上

- 3 評価員候補者の登録期間は、3年とする。
- 4 評価員候補者は、基準協会が開催する指定の研修会等に参加するものとする。
- 5 評価員候補者に変更が生じた場合は、所定の変更手続きを行うものとする。
- 6 会員は、基準協会から臨時に評価員の派遣要請があつたときは、第1項の評価員候補者とは別に、臨時の評価員を推薦し、基準協会に登録するものとする。

(評価員への配慮等)

第8条 会員は、評価員候補者として登録した者が、評価員として委嘱されたときは、その評価員の認証評価業務が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- 2 評価員は、基準協会が開催する指定の研修会等に参加するものとする。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会しようとする年度の前年度の2月末日までに別紙様式2による退会届を提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 基準協会の名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせる行為があったとき
- (2) 1年以上にわたって会費等の納入その他基準協会に対する債務の履行を怠ったとき
- (3) 基準協会の事業を妨げ、又は妨げようとしたとき
- (4) 基準協会の事業に関し不正な行為をしたとき

(評価を受けた非会員短期大学の会費の特例)

第11条 非会員の大学又は短期大学が基準協会の認証評価を受けた後、同一評価周期内に入会し、会員となったときは、当該周期の会費を免除する。

(実施細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月14日から施行し、平成17年3月31日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年3月22日から施行し、平成20年度の第三者評価から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成23年度評価に係る評価員の旅費等については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、一般財団法人設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第1号の規定にかかわらず、令和7年3月31日までの間は、大学の会費は当該規定の額の半額とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。